

長寿命化に資する大規模修繕工事が行われた マンションに対する固定資産税の減額申告書

和歌山市長 様

年 月 日

申告者 住 所
(納税義務者) 氏名(名称)
電 話

次のとおり減額の申告をします。

所在地	和歌山市		
家屋番号			
種類	建築年月日	年	月 日
構造	☐ 木造 ☐ 鉄骨造 ☐ 軽量鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ その他()		
床面積	全 体	m ²	居住部分 m ²
工事完了年月日	年 月 日		
添付書類 (写し可)	☐ 管理計画の認定通知書又は助言・指導内容実施等証明書 ☐ 修繕積立金引上証明書 ☐ 過去工事証明書 ☐ 大規模の修繕等証明書 ☐ 総戸数を確認できる書類		

《備 考》

※ この申告書は各区分所有者ごとにご記入いただく必要があります。

ただし、マンション管理組合の管理者等から和歌山市長(資産税課)に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置が適用されます。

※ 長寿命化に資する大規模修繕工事が行われたマンションに対する固定資産税の減額措置に係る確認項目及び添付書類の確認については、2ページ目(両面コピーの場合は裏面)に記載しています。

長寿命化に資する大規模修繕工事が行われたマンションに 対する固定資産税の減額措置に係る確認項目

【1】家屋の確認

- ☐ 築後20年以上経過している総戸数が10戸以上の区分所有マンションである。

【2】過去の工事の確認

- ☐ 屋根防水工事、床防水工事及び外壁塗装等工事を含む長寿命化工事を過去に1回以上適切に行っている。

【3】工事期間の確認

- ☐ 令和5年4月1日から令和9年3月31日までの間に工事が完了している。

【4】対象工事の確認

- ☐ 屋根防水工事、床防水工事、外壁塗装等工事を全て一体で行っている。

【5】修繕積立金等の確認（以下のいずれか）

- ☐ 市の認定を受けた管理計画認定マンションのうち、令和3年9月1日以降に修繕積立金の額を管理計画の認定基準まで引き上げている。
- ☐ 市からの長期修繕計画に係る助言又は指導を受けて、長期修繕計画の作成又は見直しを行い、長期修繕計画が一定の基準に適合することとなっている。

【6】申告期限の確認

- ☐ 長寿命化工事完了後3ヶ月以内に必要書類を添付して申告を行う。

《添付書類の確認》

【管理計画認定マンションの場合】 下記表のNo. 1・3・4・5・6の書類が必要

【助言又は指導を受けたマンションの場合】 下記表のNo. 2・4・5・6の書類が必要

No.	証明書	発行者
1	管理計画の認定通知書	和歌山市(問い合わせ先:住宅政策課政策班)
2	助言・指導内容実施等証明書	
3	修繕積立金引上証明書	マンション管理士又は登録を受けた建築士事務所に 属する建築士
4	過去工事証明書	
5	大規模の修繕等証明書	登録を受けた建築士事務所に属する建築士又は住 宅瑕疵担保責任法人
6	総戸数を確認できる書類 (設計図等)	

(各種書類は写し可)

《減額の内容》

長寿命化工事完了翌年度の建物部分の固定資産税額が3分の1相当分減額されます。

【具体的要件】 ● 区分所有者の専有部分が居住用部分であること。

● 100㎡相当分までが減額対象となります。

※ 都市計画税は、減額の対象になりません。

※ この減額措置の適用は、1戸について1回限りとなり、住宅の耐震リフォーム、バリアフリーリフォーム、省エネルギーリフォーム及び長期優良住宅化リフォームに係る固定資産税減額制度との併用はできません。

※ 大規模修繕工事と同時に増築等がある場合は、固定資産税・都市計画税が新たに課税されることがありますのでご注意ください。